

電気毛布・電気ミニマット・電気カーペットをご使用のみなさまへ



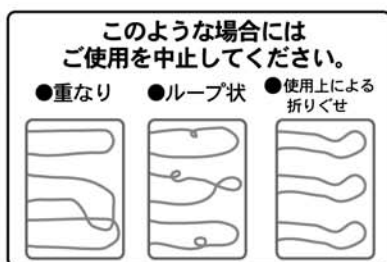
愛情点検で快適な冬を!

長年ご使用の暖房器具で、経年劣化が原因の火災事故が起きています。
事故を未然に防ぐため、日頃から製品とその周辺のチェックを行いましょう。

お宅ではこのようなことが起きていませんか?

電気毛布

- ・ヒーター線に重なり、ループ状、使用上による折りぐせなどはありませんか?
- ・毛布の表面が熱により部分的に変色していることはありませんか?

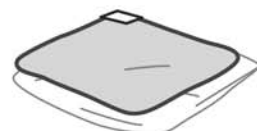


光に透かしてみるなどして確認してください。



電気ミニマット

- ・このような使い方はしていませんか?
電気ミニマットの中央部が極度に凹んだり、片側に引っ張られたりするような状態になる、柔軟性のある座布団やソファなどの上に置いて使用しないでください。ヒーター線の位置ずれが発生します。
- ・電気ミニマットの表面が熱により部分的に変色していることはありませんか?



クッションの上で使わないでください

電気毛布・電気ミニマット・電気カーペット

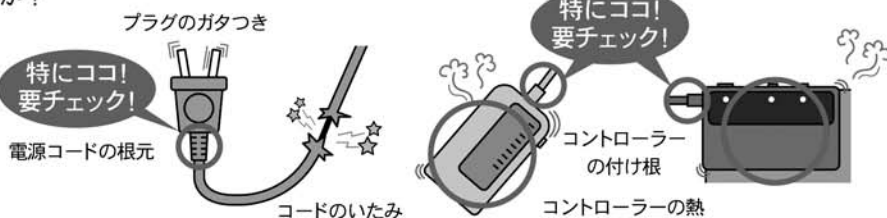
こんなこともチェックしてください

- ・外出時や使わない時は、必ずコンセントから電源プラグを抜いてください。
- ・表面に傷や破れがあったり、内部が露出してヒーター線が見えたりしていませんか?
- ・スイッチを入れても暖かくなならないことはありませんか?

ヒーター線を傷つけないで!



- ・電源コードやコントローラーが熱かったり、臭いがしていませんか? また、コントローラーを踏んだり強い衝撃を与えてはいませんか? 特に電源コードの根元やコントローラー及び、その付け根を確認してください。



少しでもおかしいと思ったらご使用を中止してください

- ・発煙、発火、こげの原因になる恐れがあり、このままご使用いただくのは、大変危険です。
- ・電源を切り、コンセントから電源プラグを抜いて、販売店またはメーカーのお問い合わせ先にご相談ください。ただし機種によっては、修理ができない場合もありますのでご了承ください。

社団法人 日本電機工業会 会員会社 お問い合わせ先

三洋電機株式会社	フリーダイヤル 0120-34-9345	日立アプライアンス株式会社	フリーダイヤル 0120-3121-11
シャープ株式会社	フリーダイヤル 0120-078-178	株式会社富士通ゼネラル	フリーダイヤル 0120-559-536
象印マホービン株式会社	フリーダイヤル 0120-266-128	富士電機ホールディングス株式会社	フリーダイヤル 0120-12-6504
東芝ホームテクノ株式会社	フリーダイヤル 0120-622-245	三菱電機株式会社	フリーダイヤル 0120-139-365
パナソニック株式会社 (旧松下電器産業株式会社、旧松下電工株式会社)	フリーダイヤル 0120-878-365	株式会社ユーイング (旧島田電工株式会社)	フリーダイヤル 0120-911-597

※受付時間 9:00~17:00(土日、祝日は除く)

※お問い合わせの際に提示された個人情報は、当該目的以外には使用致しません。

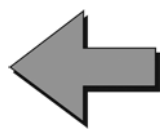
JEMA 社団法人 日本電機工業会
<http://www.jema-net.or.jp/>

「住宅用火災警報器」の設置はお済みですか？

すでに、新聞・テレビなどでお知らせされていますが、消防法が改正され各市町村の火災予防条例によって、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。

～いつから義務化になるの？～

- ◎新築住宅は平成18年6月1日から
- ◎既存住宅は平成23年6月1日から



**設置義務化まで
あと6ヶ月です！**

煙式



熱式



～なぜ義務化になったの？～

住宅火災で亡くなった人のうち、7割の人が「逃げ遅れ」が原因で命を落としています。また、「逃げ遅れ」が多い理由として、火災が夜間就寝中に発生している例が多いことも原因となっています。

こういった犠牲者の何割かは、火災警報器によって、早めに火災の発生を知り助かった可能性があったのです。なかでも高齢者は、火災で亡くなった方のおよそ6割を占めているのが現状です。

～どこに設置するの？～

取り付ける場所は、「寝室」と寝室が2階などの場合は「階段」にも設置が必要です。(煙感知器)

取り付ける数は、家の階数、部屋数で異なります。

また、義務ではありませんが、安心のために「台所」への設置もおすすめします。(熱感知器)

※感知器は日本消防検定協会マーク付きのものをお選び下さい。



悪質な訪問販売や点検にご注意下さい！

住宅用火災警報器や消火器を対象とした、悪質な訪問販売や点検が急増しています。被害に遭わないよう次の点にご注意願います。

- ① 既存住宅の住宅用火災警報器の設置義務化は、条例で定める日から適用となります。(罰則はありません。)
- ② 住宅用火災警報器は、町内の取扱い販売店もしくはホームセンター等で容易に購入できます。なお、消防署や日高町役場では販売していません。
- ③ 住宅用火災警報器は、個人でも容易に取り付けが可能であるが、設置を業者に依頼する場合は、事前に見積を取るなど納得の上で設置を依頼すること。
- ④ 火災警報器の訪問販売は、「特定商取引に関する法律」に基づくクーリング・オフ制度の対象であり、一定期間は契約の解除が認められています。

☆☆☆「怪しい」と感じたら、その場で断ること！絶対に即決・契約をしないこと！☆☆☆



設置に関するご相談は・・・

消防署予防課予防係 (TEL 01456-2-1521)

日高支署予防係 (TEL 01457-6-2244)

※日高町ホームページにも掲載しています。